

第3 低炭素社会の構築に 向けた取組

第3 低炭素社会の構築に向けた取組

1 地球温暖化対策条例に基づく取組

京都市地球温暖化対策条例で定める温室効果ガス排出量 10%削減の目標の達成に向け、地球温暖化対策推進本部を中心とした全庁的な取組の推進や、地球温暖化対策推進委員会による施策の点検評価を行う。

(1) 京都市地球温暖化対策条例

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進のため、「京都市地球温暖化対策条例」を平成 16 年 12 月に制定し、平成 17 年 4 月 1 日から施行している。

平成 22 年までに温室効果ガス排出量を平成 2 年から 10%削減するという目標を掲げたうえ、本市、事業者、市民及び観光旅行者その他の滞在者の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定めている。

同条例の規定に基づき、毎年度、市内の温室効果ガス排出量の状況や、地球温暖化対策計画に基づく施策の進ちょく状況についてとりまとめた「地球温暖化対策に係る年次報告書」を公表している。

さらに、平成 21 年度からは、その施行の状況、地球温暖化対策に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、条例の見直しを検討している。

(2) 京都市地球温暖化対策計画（平成 18 年 8 月策定）

平成 18 年から平成 22 年までの 5 年間を行動計画期間として、地球温暖化対策条例に規定する削減目標を達成するため、より詳細な二酸化炭素の部門別の削減目標、本市が取り組む施策、市民生活及び事業活動に求められる取組、取組の進ちょく管理の方法とそれを実施するための体制を定めている。

平成 21 年度からは同条例の見直しに併せて新たな計画の策定を検討している。

<施策実施状況>

全施策 163 項目

着手済み 151 項目（実施率 93%）

重点施策実施率 97%

平成 19 年度新たに着手した項目 17 項目（平成 20 年度実施項目については未確定）

【重点施策の実施状況及び評価】

ア 自然エネルギー・未利用エネルギーの利用促進

バイオディーゼル燃料化、太陽光発電の促進、ごみ発電については、設定し

た目標を概ね達成し、着実な実績を挙げている。

イ 事業者における地球温暖化対策の推進

条例に基づく特定事業者制度において、平成 17 年度特定事業者である 141 事業者は、平成 16 年度を基準年度とし、平成 17 年度～平成 19 年度を計画期間とする排出量削減計画が終了したが、平成 19 年度実績で目標の 5.1%削減を上回る 6.1%の削減が達成され、大規模事業者の排出量削減に向けた取組が着実に進んでいる。また、中小事業者には KES 認証取得の促進や、平成 20 年度からは中小事業者省エネ総合サポート事業を開始するなど、排出量削減に向けた取組支援を行っている。

ウ 家庭における地球温暖化対策の推進

家庭対策は環境家計簿事業を核とし、「くらしの匠と進めるエコライフコミュニティ事業」や「こどもエコライフチャレンジ推進事業」などを開始するなど多角的な事業の推進を図っている。

エ 自動車交通対策の推進

『歩くまち・京都』交通まちづくりプラン（京都市 TDM 施策総合計画）」などに基づき、公共交通機関利用への転換、自動車利用の抑制、エコカーの普及支援、エコドライブやアイドリング・ストップの推進に取り組んでいる。

オ 森林吸収の促進

森林吸収による温室効果ガスの吸収量の目標は平成 22 年に 12 万トンを見込んでいる（平成 19 年度末吸収量 約 9.9 万トン）ため、目標達成に向け市内産木材の活用や木質バイオマスエネルギーの活用、担い手の養成などの森林育成対策を検討する。

(3) 地球温暖化対策推進本部（平成 17 年 4 月設置）

地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための全庁横断的な組織体制であり、市長を本部長とし、各局、区、支所長等で構成する。

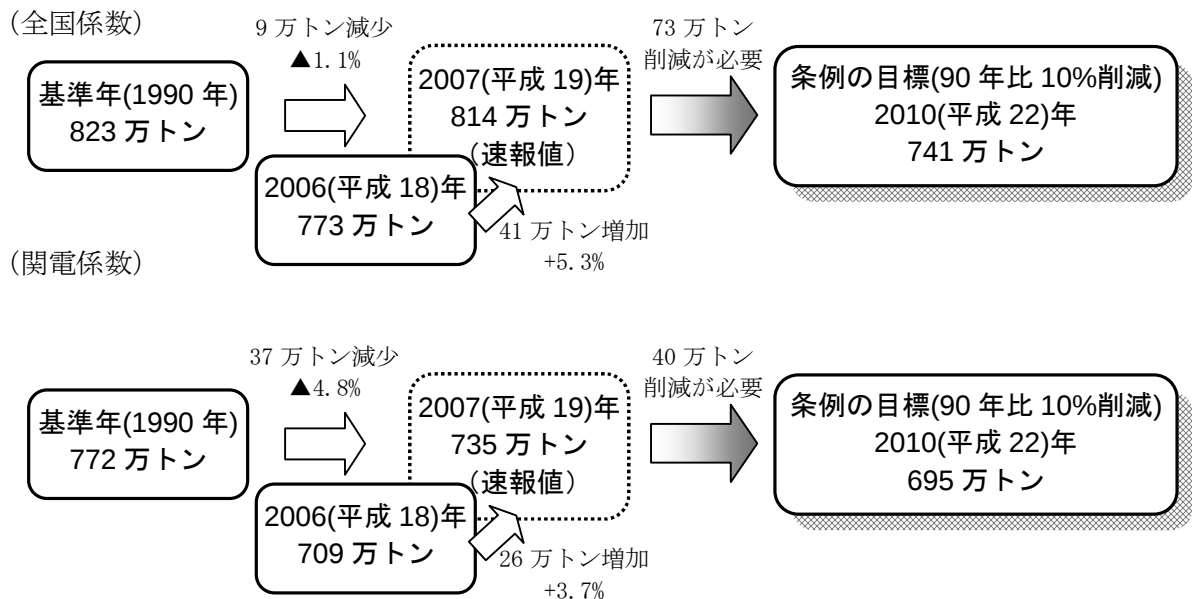
地球温暖化対策条例に規定する年次報告書の作成や地球温暖化対策の推進に関する施策で重要なものの企画、立案、総合調整などの事務を所掌する。

(4) 地球温暖化対策推進委員会

京都市環境審議会の部会として、平成 19 年 2 月に「地球温暖化対策評価検討委員会」を設置した。地球温暖化対策計画の取組を点検評価するための第三者機関であり、学識経験者に加えて、市民、事業者の代表など 14 名で構成され、2 年間の任期において 9 回、委員会を開催した。

平成 21 年度からは、委員を再編成し（18 名）、名称を「地球温暖化対策推進委員会」に改め、地球温暖化対策条例の見直し及び新たな地球温暖化対策計画の策定について審議している。

(5) 京都市における温室効果ガスの総排出量（2007（平成 19）年）



- ※ 排出係数：電気の使用に伴う単位使用量あたりの二酸化炭素の排出量
- ※ 全国係数：全国の一般電気事業者の平均値を用いて算出した排出量
- ※ 関電係数：市民生活や事業活動からの排出量を反映する関西電力などの排出係数を用いた場合の排出量

(6) 特定事業者排出量削減計画・報告・公表制度

京都市地球温暖化対策条例に基づき、平成 17 年 10 月から、特定事業者（平成 21 年現在 148 者）における温室効果ガス排出量削減への取組について、「特定事業者排出量削減計画書」及び「特定事業者排出量削減報告書」の提出を義務付け、その内容を公表している。

本制度は、特定事業者の自主的な温室効果ガス排出削減の取組を促すことを目的とし、以下のとおり、特定事業者に対する支援・指導等を行っている。

- ① 排出量削減計画書及び報告書を作成する時点における「相談」
- ② 排出量を増加させている事業者や、計画との乖離が大きい事業者等を対象に取組状況を把握する「訪問調査」
- ③ 排出量を増加させ、かつ、取組が遅れている事業者に対する「支援・指導」

(7) 京都市地域新エネルギービジョン

新エネルギーの導入を促進するため、平成 12 年 3 月に「京都市地域新エネルギービジョン」を策定した。本ビジョンにおいては、バイオマスエネルギーの活用促進、公共施設への新エネルギー等の導入促進などの重点プロジェクトを掲げ、その推進を図っている。

(8) 府市行政協働パネル

実務者レベルで、府市の共通する課題や問題を提起しあい、府市で協働できることや、二重行政の回避などについて協議を行うために府市行政協働パネルを開催している。平成 20 年度は、6 月に第 1 回地球温暖化対策パネルを実施した。平成 21 年度は、地球温暖化対策条例改正など、新たな温室効果ガス削減枠組みの構築に向けて協議していく。

(9) 持続可能な社会を描く「脱温暖化・京都ビジョン2030」(仮称)の策定

2030 年を目標として、温室効果ガスの排出が少ない持続可能な社会像を描き、その実現を目指して取り組むべき方策を明らかにしたビジョンを検討し、市民や事業者と共有する。平成 21 年度から検討を開始する地球温暖化対策条例の見直し及び新たな地球温暖化対策計画の策定と併せて検討を進める。

2 環境モデル都市行動計画に基づく取組

本市は、平成 21 年 1 月 23 日に、温室効果ガスの大幅な削減などに高い目標を掲げ、先駆的な取組にチャレンジする都市である「環境モデル都市」に選定された。今後、平成 21 年 3 月に策定した「京都市環境モデル都市行動計画」に基づき、低炭素社会の実現に向けた取組を進めていく。

行動計画に掲げる「『歩くまち・京都』戦略」「『木の文化を大切にするまち・京都』戦略」「DO YOU KYOTO?」ライフスタイルの変革と技術革新(イノベーション)」の 3 つのシンボルプロジェクトの推進に当たり、『歩くまち・京都』総合交通戦略策定審議会(『歩くまち・京都』市民会議)、『木の文化を大切にするまち・京都』市民会議及び「環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議」の 3 つの市民会議を設置し、市民、事業者と企画の段階から一緒に知恵を出し合い、実践につなげていく。

(1) 「木の文化を大切にするまち・京都」推進事業

二酸化炭素の吸収源である森林に恵まれた京都が歴史的に培ってきた木造建築や景観などの「木の文化」を踏まえ、中長期的な展望のもとに「低炭素型景観の創造」を目指し、都市構造、暮らしかた、木材の流通、森林涵養など幅広い観点から、「木の文化を大切にするまち・京都」の実現に向けた取組について議論するため、平成 20 年 12 月、「木の文化を大切にするまち・京都」市民会議を設置した。市民会議には、専門的事項を検討する 3 つのプロジェクトチーム(「森と緑」、「京都環境配慮建築物(CASBEE 京都)」、「平成の京町家」)を設置し、議論を進めている。

(2) 環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議

低炭素社会の構築を目指し、環境にやさしいライフスタイルの創造を図るため、「環境にやさしいライフスタイルを考える市民会議」を設置し、環境、経済、消費生活、教育、青少年健全育成、防犯、労働、景観、まちづくり、文化歴史などの幅広い観点から、課題や方策について議論する。

平成 21 年 3 月からは、市民会議を「事業所」、「家庭」、「京都らしさ」の 3 つのグループに分け、議論を進めている。

(3) 「京都市環境共生協働事業基金」（京都市民環境ファンド）

市民や事業者をはじめ、さまざまな主体による「環境共生型都市づくり」を実現するための事業を、経済的に支える仕組みとして平成 21 年 4 月に「京都市民環境ファンド」を創設した。基金には家庭ごみの有料指定袋制による収入を組み入れ、各種事業に充当する他、一部を複数年にわたり積み立て、市民意見等を基に用途を検討し、活用していく。

3 家庭部門における地球温暖化対策

「DO YOU KYOTO?」プロジェクトの展開や環境家計簿の 5 万世帯への拡大などを通じ、温室効果ガス排出量が増加し続けている家庭部門からの削減を図る。

(1) 「DO YOU KYOTO?」プロジェクトの展開

世界では「DO YOU KYOTO?」が「環境にいいことしていますか」という意味で使われるなど、京都議定書誕生のまち・京都の名は、環境の面でも国内外に広く知られている。

そこで、京都議定書が発効した 2 月 16 日を記念し、毎月 16 日を「環境にいいこととする日」と定め、環境にやさしい取組を実践するよう市民や事業者にも働きかけ、ライトダウンや京灯ディナーなど京都市全域で「DO YOU KYOTO?」プロジェクトの取組を展開する。

(2) 環境家計簿推進事業

民生家庭部門における二酸化炭素排出量削減を目的として、平成 10 年度から家庭における省エネ活動等の実践を促進するため、環境家計簿を使った取組を展開している。

入門版、普及版、本格版、子ども版、インターネット版の 5 種類の環境家計簿を作成し、市民や事業者、学校等での取組を進めている。未来まちづくりプランに掲げる平成 23 年度までに取組世帯 5 万世帯の目標に向け、様々な機会をとらえて環境家計簿の取組を進めている。

＜実績＞ 平成 21 年 9 月末現在 累計 24,547 世帯

(3) こどもエコライフチャレンジ推進事業

将来を担う子ども達が地球温暖化問題に対し、自ら考え体験する授業を通じて理解を深め、夏（冬）休み期間中に家庭で「子ども版環境家計簿」に取り組むことにより、子どもの視点からライフスタイルを見直し、地球温暖化防止につながるエコライフの実践継続を図っている。休み期間中の取組を充実したものにするため、休み前に事前学習会と、休み後に事後学習会をそれぞれ開催する。

平成 20 年度に 50 校で実施し、平成 21 年度は 101 校で実施する予定

(4) 「くらしの匠」と進めるエコライフ・コミュニティづくり事業

増加する家庭から二酸化炭素の削減を図るため、エコライフの専門家である「くらしの匠」の支援の下、対象地域でチームを組み、省エネ・省資源に関する学習会や相談、助言等を行い、地域の特徴に応じた「エコアクション宣言（共通の取組）」を発表・実践する「エコライフ・コミュニティ」の構築を目指し取り組んでいる。平成 20 年度に 9 地域 108 世帯が参加し、省エネナビを使った省エネの取組により、電気使用量が商店街を含む全地域で平均 6.2%（住宅地域のみで平均 8.3%）削減した。平成 21 年度は 23 地域で実施する予定

(5) 太陽光発電普及促進事業

住宅に太陽光発電システムを設置する市民に対して平成 15 年度から助成制度を設けており、平成 20 年度は 103 件(317kW)に助成した。平成 21 年度からは、助成金額を増額し、戸建住宅、共同住宅はともに 1kW あたり 5 万円（上限 4kW）の助成を行う。ただし、景観規制区域においては景観配慮型太陽光発電システムを設置した場合に 1kW あたり 8 万円の助成を行う。

(6) 省エネ型家電製品の普及促進

増加傾向にある民生家庭部門における二酸化炭素排出量削減の取組として、市民の心がけによる省エネの取組に加え、省エネ型家電製品を普及させることが有効である。

そこで、京都市地球温暖化対策条例において、省エネ型家電製品を販売する事業者に対し、省エネ性能が一目でわかる「省エネラベル」を店頭に表示し、求めに応じて説明することを義務付け、消費者が省エネ性能の高い商品を選んで購入できる仕組みを進めている。

＜平成 20 年度実績＞

- ①市内の家電販売店 50 店舗について、省エネラベルの表示状況及び省エネルギー型家電製品の普及に関する取組状況を調査
- ②京都府電機商業組合の協力を得て、家電販売店に対し、省エネラベル表示状況に関するアンケート調査を実施

(対象：京都府電機商業組合加盟の市内家電販売店 351 店舗)

- ③本市制度対象品目への追加を検討するため、温水洗浄便座協議会と意見交換を実施

4 産業・業務部門における地球温暖化対策

中小事業者に対する省エネ相談、診断、設備導入補助を一貫して行う「中小事業者省エネ総合サポート事業」などを通じ、産業・業務部門からの温室効果ガス排出量の削減を図る。

(1) 中小事業者省エネ総合サポート事業

中小事業者における温室効果ガス排出量削減を支援するため、「省エネ診断」として専門家の派遣を行い、具体的な提案を行う。また、省エネ機器設備導入に対して補助金の交付を行い、環境に優しい設備の導入をサポートしていく。

＜STEP1「省エネ診断」＞

省エネに関する専門家を派遣し、具体的なエネルギー使用状況等を調査・診断し、改善に向けた省エネ対策の提案を行う「省エネ診断」を実施する。

＜STEP2「省エネ設備導入補助金」＞

「省エネ診断」で本市が提案した省エネ対策のうち、省エネ効果が高い設備の導入等を実施する事業者に対して、その経費の3分の1以内（上限300万円）を本市の予算範囲内で補助する。

(2) 事業者向け環境学習セミナー

市内の事業所の環境担当者を対象に、環境マネジメントシステムの導入や事業活動に伴うエネルギー使用の合理化等について、事業所内で中心となって推進する人材の養成を目的とした連続講座を開催する。

＜過去受講実績＞

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
講座受講者	17 名	34 名	32 名	57 名
修了証書発行者	8 名	21 名	25 名	38 名 (36 社)

(3) グリーン購入の促進

環境への負荷が少ない商品やサービスを、優先的に購入する「グリーン購入」を広く普及させることを目的に、平成 16 年 11 月に「京都グリーン購入ネットワーク (KGPN)」を設立した。同ネットワークと連携し、市民、事業者のグリーン購入を推進している。

5 運輸部門における地球温暖化対策

(1) エコドライブ普及促進

平成8年度から、不必要なアイドリングの停止を普及・啓発する「アイドリング・ストップ運動」を市内駐車場等で展開してきた。平成19年度からは地球にやさしい運転方法であるエコドライブの実践と普及を進めるため、「京エコドライバーズ」宣言の登録制度を創設し、登録の拡大を図っている。（目標：22年度末60,000名）また、平成16年度からの事業者向けの「エコドライブ推進者」用の研修会に加え、市民向けのエコドライブ教室も実施している。

平成20年度からは、事業所を対象として「エコドライブ推進事業所」の登録拡大を図り、エコドライブのさらなる普及を行っている。（目標：22年度末1,000事業所）平成20年11月にはエコドライブの普及のため、「エコドライブ大行動フェスタ'08」を開催した。

＜実績＞	京エコドライバーズ宣言	平成21年3月末現在	累計13,248名
		平成21年10月1日現在	累計24,728名
	エコドライブ推進事業所	平成21年3月末現在	累計68事業所
		平成21年10月1日現在	累計162事業所

(2) 京都市都心部(まちなか)グリーン配送推進協議会

事業者の自主的なグリーン配送を推進することを目的として、職と住が複合する職住共存地区を含んだ市中心部において、商店街振興組合等の事業者団体及び商工会議所等の関係団体で構成する「京都市都心部（まちなか）グリーン配送推進協議会」を平成16年1月に設立し、エコドライブの推進、配送の効率化の推進、環境への負荷の少ない自動車の導入等を推進している。

平成16年11月には、「エコドライブ推進者認定制度」を創設し、平成21年3月末までに25回の研修会を開催し、808名をエコドライブ推進者として認定した。また、平成17年度から「京・まちなかエコカー普及運動」を推進している。

(3) 次世代自動車普及促進事業

本市の進める環境モデル都市行動計画に基づく低炭素社会と公害のない社会の実現のため、運輸部門に係る対策として、自動車から出る温室効果ガスを削減するため公共交通優先の「歩いて楽しいまち」の実現を目指した施策を進めるとともに、自動車に乗る場合には、環境性能の高い車に乗ることが重要である。

そこで、環境性能の高い電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（pHV）の普及を促進するため、平成21年度は、中小企業への乗用電気自動車、充電設備設置に対する融資制度の新設、基盤整備として市内の公共施設を中心とした充電設備の設置（33箇所40基）、京都府と共同でタクシー・レンタカー業者への電気自動車等導入補助（最大60万円）を行う。また、電気自動車として初の本

格的な量産車である i-MiEV を 5 台公用車として導入し、電気自動車の周知と将来的な普及促進等に係る検討を行うため、9 月から事業者向け、10 月から市民向けのカーシェアリングを実施している。さらに、平成 22 年 4 月からは、電気自動車（軽自動車）に対する軽自動車税の免除を実施する予定である。

6 国際的な地球温暖化対策

地球温暖化対策の模範となる取組を世界に発信し行動の輪を広げることが、本市の国際的な使命であるため、「ICLEI（イクレイー持続可能性を目指す自治体協議会）」に加盟し、世界の自治体と連携して地域レベルでの取組を推進している。

平成 21 年度は、コペンハーゲンで行われる COP15 において、地球温暖化対策に関する次期の国際的取決めが行われることから、京都議定書誕生の地としてメッセージを発信する。

7 京都市役所における地球温暖化対策

平成 18 年 3 月に策定した地方公共団体として本市が行う事務及び事業に伴い発生する温室効果ガスの削減のための措置に関する計画である「京都市役所 CO₂削減アクションプラン」（概要は次のとおり）の進行管理を行い、温室効果ガス排出量の削減を図る。

(1) 目的

- ・ 市内有数の大規模事業者として、自らの事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に努め、本市の目指す削減目標及び我が国に課せられた削減目標の達成につなげる。
- ・ 率先した取組を進め、公表することにより、市民、事業者の参加と協働による取組の推進を図る。
- ・ 事業者としての取組を推進することにより、本市職員の地球温暖化問題に対する関心を向上させ、全庁を挙げた地球温暖化対策の推進を図る。

(2) 計画期間

平成 17 年度から平成 22 年度までの 6 年間

(3) 計画の対象範囲

本市が実施しているすべての事務及び事業が対象となる。

部門	対象となる事業
事務系	事業系、市民サービス系を除くすべての事務・事業
事業系	廃棄物処理事業、市場運営事業、交通事業、上下水道事業
市民サービス系	病院事業、保育事業、文化事業、教育関係事業

(4) 目標

平成 22 年度までに、本市の事務・事業における温室効果ガス排出量を、平成 16 年度を基準として 13.3%削減する。(事務系△4.2%, 事業系△15.0%, 市民サービス系+0.8%)

8 その他の地球温暖化対策の取組

(1) 京のアジェンダ 21 推進事業

平成 9 年 12 月の「国連気候変動枠組み条約第 3 回締結国会議 (COP3)」の開催を控えた同年 10 月に、市民生活や経済活動を消費型から循環型へ変革し、持続型社会づくりを目指す行動計画として、「京のアジェンダ 21」を策定した。「京のアジェンダ 21」の普及啓発、実践活動を推進するため、市民・事業者参加のパートナーシップ組織として、平成 10 年 11 月に「京のアジェンダ 21 フォーラム」を設立した。

- ・ 会員数 551 (個人 247 人, 団体 304 団体, 平成 21 年 9 月末現在)

- ・ これまでの主な成果

平成 13 年度 「K E S 認証事業部」設置, K E S 審査登録を開始

平成 14 年度 「省エネラベル」を活用した省エネ製品グリーンコンシューマーキャンペーン実施。省エネ法において、全国統一の省エネラベルとして採用

平成 19 年度 「京 (みやこ) グリーン電力証書」の制度施行

〃 「京都環境コミュニティ活動 (KESC)」プロジェクト実施

平成 20 年度 「京 (みやこ) グリーン電力証書」制度

販売電力量 65,000kWh (参考: 平成 19 年度 3,800kWh)

(2) 京エコロジーセンター運営

地球温暖化防止京都会議 (COP3) の開催 (平成 9 年 12 月) を記念し、平成 14 年 4 月 21 日に開館した。身近なごみ問題から地球規模の環境問題まで、幅広い視点に立った環境意識の定着を図り、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場所で、環境にやさしい実践活動の輪を広げるための拠点施設として運営している。

(3) 「K Y O T O 地球環境の殿堂」

「京都議定書」発効 5 周年を記念し、「京都議定書」誕生の地、京都において、世界で環境に著しく貢献した方々の顕彰を行うとともに、その功績を永く後世にたたえるため、「K Y O T O 地球環境の殿堂」を創設し、京都から世界に向けて広く発信する。